

2026年2月18日

吸収分割に係る事前備置書類

(会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に定める書面)

東京都港区海岸一丁目7番1号
ソフトバンク株式会社
代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮川 潤一

ソフトバンク株式会社（以下「当社」といいます。）は、株式会社 IDC フロンティア（本店所在地：東京都港区海岸一丁目7番1号。以下「分割会社」といいます。）との間で、2026年4月1日を効力発生日として、分割会社のデータセンター事業およびクラウド、ネットワークサービスに関わる顧客契約を当社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことを決定いたしました。

本吸収分割に関し、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づき開示すべき事項は、以下のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容（会社法第794条第1項）

別紙1のとおりです。

2. 吸収分割の対価の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第192条第1号）

本吸収分割は完全親子会社間の分割であり、分割対価の交付はありません。

3. 会社法第758条第8号イ、同号ロに関する事項（会社法施行規則第192条第2号）

該当事項はありません。

4. 会社法第758条第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項
(会社法施行規則第192条第3号)

該当事項はありません。

5. 分割会社についての事項（会社法施行規則第 192 条第 4 号）

- (1) 分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第 192 条第 4 号イ）

別紙 2 のとおりです。

- (2) 分割会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第 192 条第 4 号ロ）

該当事項はありません。

- (3) 分割会社の最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（会社法施行規則第 192 条第 4 号ハ）

該当事項はありません。

6. 当社についての事項（会社法施行規則第 192 条第 6 号イ）

吸収分割承継株式会社において最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、吸収分割承継株式会社の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

7. 本吸収分割が効力を生ずる日以後における当社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 192 条第 7 号）

本吸収分割の効力発生日後の当社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収分割の効力発生日後の当社の収益状況およびキャッシュ・フローの状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されていません。従いまして、本吸収分割の効力発生日後における当社の債務について履行の見込みがあると判断いたします。

8. 吸収合併契約等備置開始日後吸収分割が効力を生ずる日までの間に、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項（会社法施行規則第 192 条第 8 号）

吸収分割契約等備置開始日後に上記の事項に変更が生じたときは、変更後の内容を直ちに開示いたします。

以 上



吸収分割契約書

株式会社 IDC フロンティア（以下「甲」という。）とソフトバンク株式会社（以下「乙」という。）は、甲のデータセンター事業（以下「本件事業」という。）及びクラウド／ネットワークサービスに係る顧客契約に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（吸収分割）

甲は、本契約の定めるところに従い、吸収分割の方法により、本件事業及びクラウド／ネットワークサービスに係る顧客契約に関して甲が有する第 3 条第 1 項に定める権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第 2 条（吸収分割をする会社の商号及び住所）

本吸収分割に係る吸収分割会社たる甲及び吸収分割承継会社たる乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 吸収分割会社

商号：株式会社 IDC フロンティア
住所：東京都港区海岸一丁目 7 番 1 号

(2) 吸収分割承継会社

商号：ソフトバンク株式会社
住所：東京都港区海岸一丁目 7 番 1 号

第 3 条（継承する権利義務）

1. 本吸収分割に際し、乙が甲から承継する資産、負債その他の権利義務は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする（以下「本件権利義務」という）。但し、本件権利義務の承継につき法令上、条例上又は行政上の許認可または承諾等を要するものについては、当該許認可または承諾等の取得を条件として承継する。
2. 本吸収分割による乙の債務の承継は、免責的債務引受の方法による。

第 4 条（本吸収分割の対価）

本吸収分割に係る全ての権利義務の承継の対価は 0 円とする。

第 5 条（分割効力発生日）

本吸収分割が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という）は、2026 年 4 月 1 日とする。但し、本吸収分割の手続き進行その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は、協議の上、これを変更することができる。

第 6 条（株主総会）

甲及び乙は、会社法第 784 条第 2 項及び同法第 796 条第 2 項の規定に基づき、本契約および本吸収分割に関連する事項につき、株主総会の承認を得ないで本吸収分割を行う。

第 7 条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結日の日から効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもって、本件業務を遂行し、本件業務にかかる財産の管理を行う。

第 8 条（競業避止義務等）

1. 甲は、分割効力発生日以降は、本件事業及びこれに類する事業は行わない。

2. 甲は、分割効力発生日以降、乙に対し、本件事業に関するプロモーションサービスを提供する義務を負わない。

第9条（分割条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産もしくは経営状態等の本契約締結の前提となる事情に重大な変動が生じたとき又は重大な誤りがあったことが発覚したときは、甲及び乙は、協議の上、本吸収分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日までに、本吸収分割に関し法令上必要な関係官庁の承認が得られない場合には、その効力を失うものとする。第9条又は本第10条により、本吸収分割の条件が変更、又は本契約が解除若しくは効力が生じなくなった場合には、互いに損害賠償を請求しないものとする。

第11条（協議事項）

本契約に定めのない事項のほか、本吸収分割に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が誠実に協議の上、これを定める。協議が整わない場合には、東京地方裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条（甲の表明保証）

1. 甲は、乙に対して、本契約締結日及び効力発生日において、以下の事項が真実かつ正確であることを表明し、保証する。
 - (1) 別紙「承継権利義務明細表」に記載される本件権利義務は、本吸収分割により甲から乙に承継される権利義務全ての情報である。
 - (2) 甲が知り得る限り、本件事業に関連し、自己が第三者の特許権、実用新案権、商標権、意匠権、著作権等の権利を何ら侵害しておらず、その他法律や契約に何ら違反しておらず、本吸収分割の目的を妨げる契約を何ら締結していない。
 - (3) 本件事業に関連し、自己が第三者から何ら訴訟、クレーム等の法的手続きを受けておらず、甲が知り得る限り、今後発生する可能性が存在しない。
2. 前項に規定された表明及び保証に違反する事項が判明した場合、甲は乙に対して、直ちに当該違反の具体的内容を書面により通知するものとし、甲及び乙は、対価の減額を含めて誠実に対応を協議するものとする。ただし、その場合も、乙の甲に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

第13条（秘密保持）

1. 甲及び乙は、本吸収分割及び本契約に関連して相手方より開示を受けた経営上、技術上または営業上の情報（本契約に記載のある事項を除き、その複製物を含む。以下「秘密情報」という）相手方の事前の書面による承諾を得ることなく第三者（ただし、甲及び乙の完全親子会社は除く）に開示または漏洩してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報から除かれるものとする。
 - (1) 開示を受けた時に既に公知であった情報
 - (2) 開示を受けた後、自らの責めに帰し得ない事由により公知となった情報
 - (3) 開示を受けた時に既に正当に保有していた情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者より守秘義務を負うことなく正当に取得した情報
 - (5) 開示を受けた秘密情報を利用することなく自ら独自に開発した情報
 - (6) 秘密情報から除外することを書面により同意した情報
2. 甲及び乙は、本吸収分割及び本契約以外の目的で秘密情報を使用してはならない。

3. 甲及び乙は、相手方より書面により要求された場合、当該書面の指示に従い速やかに
秘密情報を返還または破棄するものとする。

本契約の成立を証するため、電磁的記録により契約書を作成し、本契約の各当事者が合意
の上電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

2025年12月25日

甲 : 東京都港区海岸一丁目7番1号
株式会社 IDC フロンティア
代表取締役社長 鈴木 勝久



乙 : 東京都港区海岸一丁目7番1号
ソフトバンク株式会社
代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮川 潤



別紙

承継権利義務明細表

甲は、2025年9月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した、以下に記載する本件事業に係る資産、負債及びその他の権利義務（法令上承継可能なものに限る。）を、効力発生日において乙に承継させ、乙はこれを承継する。

1. 承継する資産

本件事業に属する一切の資産

ただし、これらの資産のうち、IDCFが継続保有・運用することを甲乙間で別途合意したものは承継対象から除く。

(1) 流動資産

- ① 現金：承継しない
- ② 売掛金：承継しない
- ③ 商品：該当なし
- ④ 前渡金：1,286百万円
- ⑤ 前払費用：304百万円
- ⑥ その他：57百万円

(2) 固定資産

本件事業に係る設備、機器、備品等（帳簿価額は2026年3月31日現在のものを基準とする）

- ① 有形固定資産：6,614百万円
- ② 無形固定資産：249百万円
- ③ 投資その他の資産：2,192百万円

2. 承継する負債

本件事業に属する一切の負債

ただし、これらの負債のうち、IDCFが継続保有・運用することを甲乙間で別途合意したものは承継対象から除く。

(1) 流動負債

- ① 買掛金：承継しない
- ② 未払金：承継しない
- ③ 短期借入金：5,360百万円
- ④ 前受収益：2,494百万円
- ⑤ 仮受金：166百万円
- ⑥ リース債務：393百万円
- ⑦ その他：6百万円

(2) 固定負債

- ① リース債務：591百万円
- ② 資産除去債務：1,692百万円

3. 承継する契約・権利義務等

以下の契約の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務のうち、本件事業及びクラウド／ネットワークサービスに係る顧客契約に関するもの。ただし、クラウド再販商材（例：GCP/Fastly 等）・オフィスの建物賃貸借契約等の一部のパートナーとの契約のうち、甲乙別途合意したものは承継対象から除く。

- 1 データセンター関連機器・設備の運用・開発等委託契約
- 2 データセンター関連機器・設備の購入・販売・資産譲渡・保守契約
- 3 データセンターの運用業務受託契約
- 4 データセンターの電力供給契約・給水契約
- 5 データセンターの緊急時燃料優先供給契約
- 6 データセンターの土地使用貸借・賃貸借・建物賃貸借・ラック利用・設備賃貸借・セール&リースバック・機器レンタル契約
- 7 データセンター運営に必要となる業務システム等の資産譲渡・開発委託契約・保守維持管理・データ管理等業務委託・倉庫契約
- 8 データセンターの警備その他施設管理に係る委託契約
- 9 北海道 DC 建設プロジェクトコンソーシアム協定書
- 10 工事請負契約及び工事単価化契約
- 11 産業廃棄物処理業務委託契約
- 12 SaaS 等サービス利用契約・MSP サービス等業務委託契約
- 13 サービス用・業務用ソフトウェアライセンス（利用）契約・サポート契約
- 14 再販契約・取次契約
- 15 データセンターサービス顧客とのサービス利用契約
- 16 クラウド／ネットワークサービスにかかる顧客とのサービス利用契約（データセンターサービスに係る顧客契約と一体的に管理され実務上分離が困難な契約に限る）
- 17 顧客からの料金の決済に係る預金口座振替・カード決済システム利用契約等
- 18 営業個別サービスに必要なネットワーク回線サービス等の仕入契約
- 19 秘密保持契約
- 20 協業・パートナーシップ及び業界団体参加等契約
- 21 商標・著作物等利用許諾契約
- 22 ドメイン名登録代行契約・ドメイン名管理契約・サーバー証明書発行契約
- 23 オフィスの建物賃貸借契約・備品・飲料供給契約
- 24 電話回線利用契約・電気通信サービス契約・端末レンタル契約
- 25 極度貸付契約・金銭消費貸借契約（IDCF 借入れ）
- 26 その他本件事業に付随する一切の契約
- 27 本件事業に主として従事する労働者及び主として従事していない労働者の労働契約
- 28 本件事業に必要となる行政機関等への届出（承継可能なもの）
- 29 本件事業に関して行政機関等から支給を受ける補助金等の受給権・資格（承継可能なもの）
- 30 本件事業に関する特許権・特許を受ける権利・商標権
特許権：特許第 7077067 号、特許第 7080072 号
特許を受ける権利：特願 2024-135409、特願 2022-040217
商標権：第 3012953 号、第 4652120 号、第 4767812 号、第 4782878 号
第 5170307 号、第 5929487 号、第 5952499 号、第 5952500 号



第17期

事業報告

自 2024 年 4 月 1 日

至 2025 年 3 月 31 日

株式会社 IDC フロンティア

事業報告

自 2024年4月1日

至 2025年3月31日

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

① 当社の経営方針

当社は、「情報革命で人々を幸せに」という経営理念の下、ソフトバンクグループのデジタルインフラ事業の中核をなす戦略会社として、最先端情報技術の活用による社会課題の解決を目指し、幅広いレイヤーで蓄積された技術力に基づく安心安全のデータセンター、クラウド、ネットワークを総合的に提供することで社会を支えます。

② 当社の経営施策

データセンター事業では、DXやAIの利用拡大による大規模データセンター需要に対応すべく、ソフトバンク㈱と共同で複数のデータセンターを開発中です。奈良生駒データセンターについては、2025年10月の開業に向けたプレセールスを開始しました。加えて、AI需要によるサーバーの高電力化と排熱に備え、データセンターの次世代冷却技術の研究開発を進めております。一方で、ソフトバンク㈱とのシナジープロジェクトとして、グループ全体でデータセンター運用の最適化を進め、コスト削減とサービス品質の向上に努めました。

クラウド事業では、クラウドシフトへのニーズの高まりに対応し、PaaS領域にてミドルウェアサービス群の追加および外部サービスとの連携を進めることで、マルチクラウド・マルチインフラの効率性や利便性をより強化しました。また、Broadcom社によるVMWareライセンスの提供形態変更により、ライセンス提供を受けられなくなった国内事業者に向け、ホワイトラベルでのライセンス提供を開始しました。加えて、BBIX社と共同で、同社の閉域ネットワーク網を活用した地域パートナーとの連携により、当社のクラウド基盤を閉域かつ低レイテンシーで全国に分散配置する「地域クラウド」の開発に着手しました。

一方で、データセンター事業、クラウド事業とも、世界情勢や経済政策等の影響によるエネルギー価格及び人件費の高騰等、外部環境に起因する仕入れ原価上昇に対応すべく、速やかに販売価格の見直しを行いました。

その結果、当期の売上高は27,181百万円(前事業年度比 3,669百万円増、115.6%)、営業利益は3,933百万円(前事業年度比 279百万円増、107.6%)、経常利益は3,975百万円、当期純利益は2,527百万円となりました。

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達

ソフトバンク㈱からの極度借入により、2024年6月に2,000百万円の資金調達を実施しました。
ファイナンス・リースにより、2024年6月に1,999百万円の資金調達を実施しました。

② 設備投資

当事業年度中の設備投資の総額は、2,337百万円であり、その主なものは次の通りであります。
データセンター事業用設備およびクラウド事業用設備

(3) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区分	第14期	第15期	第16期	第17期 (当事業年度)
売上高 (百万円)	19,113	20,723	23,512	27,181
当期純利益 (百万円)	2,428	2,038	2,317	2,527
1株当たり当期純利益(円)	80,936.02	67,965.00	77,240.31	84,245.31
総資産 (百万円)	32,193	34,752	30,080	34,760
純資産 (百万円)	20,309	22,348	7,703	8,261

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
3. 1株当たり当期純利益金額は、銭未満を切り捨てて表示しております。

(4) 対処すべき課題

デジタルインフラは社会基盤の一つであり、AIの進化により加速度的に需要が拡大していくと考えております。一方で、国内デジタルインフラは東京・大阪に集中しており、将来的にデータ処理や電力供給に課題を抱える可能性があります。そのため、急増するデータ処理や、データ処理に必要な電力需要に対応できる「次世代社会インフラ構想」の実現が必要であると考えております。

データセンター事業では、ソフトバンク㈱と共同で、急増するAI/LLM(学習)の受け皿となる大規模データセンターの開発や、東京・大阪に次ぐ第3極となりうるデータセンター拠点の探求を続けていきます。また、AIの普及に伴うデータセンターの電力使用量の急増に対応するため、液冷冷却の導入や排熱の活用を検討し、再生可能エネルギーを利用したAIと環境が共生するグリーンデータセンターを目指していきます。

クラウド事業では、クラウドAI/LLM(学習)の急増に伴うエッジAI(推論)の需要増に備え、マイクロデータセンター・マイクロクラウドの研究・開発を進め、データ処理や電力利用の地域分散を目指していきます。また、オープンソースの活用やソフトバンク㈱との共同開発も視野に入れながら、特定のテクノロジーパートナーに依存しない次世代クラウド基盤の開発を検討していきます。

(5) 主要な事業内容

データセンター事業：

コロケーションサービス、運用管理サービス等その他データセンターに付随する一切の業務

クラウド事業：

クラウドサービスおよびクラウドサービスに付随する一切の業務

(6) 主要な営業所および使用人の状況

① 主要な営業所

名 称	所 在 地
東京第1オフィス(本社)	東京都千代田区
東京第2オフィス	東京都港区
大阪オフィス	大阪市中央区

② 使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減
335名	6名増員

(注) 上記使用人数には、嘱託、契約社員および派遣社員は含まれておりません。

(7) 重要な親会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は、ソフトバンク㈱であります。
同社は当社の議決権の100%を保有しております。

② 親会社等との間の取引に関する事項

親会社との取引につきましては、一般の取引と同様の適切な条件による取引を基本とし、取引内容および条件の妥当性等について、当社の利益を害さない適切な内容になっていることなどに留意し、当社取締役会を中心とした意思決定機関で審議の上、決定しております。

(8) 主要な借入先および借入額

借入先	借入残高
ソフトバンク㈱	13,000 (百万円)

(9) その他株式会社の現況に関する重要な事項

当社では、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置付けております。将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ、経営成績に応じた株主への利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。

なお、配当性向については、年間約85パーセントを目途としており、今期については、1株あたり65,654円の期末配当を実施しております。

(10) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はございません。

(11) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

該当事項はございません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 60,000 株
- (2) 発行済株式の総数 30,000 株
- (3) 当事業年度末の株主数 1 名
- (4) 株主

株主名	持株数	持株比率
ソフトバンク(株)	30,000	100%

3. 会社役員に関する事項

取締役および監査役の氏名等 (2025年3月31日現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
鈴木 勝久	代表取締役社長	ソフトバンク(株) テクノロジーユニット統括 データセンター開発本部 本部長
小林 俊介	取締役	ソフトバンク(株) 法人事業統括 テクノロジーユニット 共通プラットフォーム開発本部 副本部長
野田 真	取締役	ソフトバンク(株) 常務執行役員 法人事業統括付 法人エンジニアリング担当
川村 英二	取締役	ソフトバンク(株) 財務統括経営企画本部 副本部長
小山 泉	監査役	ソフトバンク(株) 財務経理本部 子会社経理統括部 担当部長

(注) 1. 監査役 小山 泉氏は、長年経理業務を担当しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 会計監査人の状況

会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

なお、当社と会計監査人に関する責任限定契約は、定款上認めておりません。

5. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する決議の内容の概要

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制について、会社法および法務省令に則り、取締役会において以下の事項を決定しています。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

役職員がコンプライアンス上の問題を発見した場合には、上長や社内外のコンプライアンスホットライン窓口及び公益通報窓口にて報告・相談することができます。また、直接、経営会議等の会社設置の会議体において意見陳述・報告ができる以下の体制を整えることで、企業活動の不適切な問題を早期に発見・改善し、再発防止を図っています。チーフコンプライアンスオフィサー (CCO)を選任し、CCOは当社のコンプライアンス体制の確立・強化に必要な施策を立案・実施しています。また当社は、コンプライアンス上の問題を上長等へ報告・相談した者に対して、解雇その他のいかなる不利益な取り扱いを行いません。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役会議事録や決裁書等、取締役の職務執行に係る文書およびその他の重要な情報について、適切に保存・管理するため、以下の体制を整備しています。

- a. 情報セキュリティの体制や教育、監査の実施等を定めた情報セキュリティ関連規程を策定しています。
- b. 最高情報セキュリティ責任者であるチーフ・インフォメーション・セキュリティ・オフィサー (CISO)を選任し、各本部および各室の長が選任した本部セキュリティ責任者を置き、情報の保存および管理に関する体制を整備しています。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

組織横断的リスク状況の監視並びに全社的対応はリスクマネジメント委員会が行い、各部門所管業務に付随するリスク管理は各担当部門が行っています。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「取締役会規程」を定め、決議事項および報告事項を明確にするとともに、「業務職務分掌規程」、「稟議規程」等を定め、職務および決裁権限を明確にしています。

また、「経営会議規程」を定め、取締役会議題は経営会議での事前審議を基本とすることで、取締役が取締役会において十分に審議できるようにする体制を整えています。

⑤ 当社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、親会社であるソフトバンク株式会社が定める「ソフトバンク企業行動憲章」等に則り、コンプライアンス・情報セキュリティ体制を整備しています。

また、親会社の「関係会社等管理規程」に従い適時に親会社の取締役会、主管部署に対して重要事項の付議または報告・相談を行っています。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

監査役を補助する組織を内部統制室とします。

また、監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助使用人はその命令に関して、取締役以下補助使用人の属する組織の上長等の指揮・命令を受けません。

⑦ 監査役への報告体制

当社の取締役及び使用人は、監査役に対して、次の事項を報告します。

- a. 当社に関する経営・財務・事業遂行上の重要事項
- b. 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
- c. 法令・定款違反事項
- d. コンプライアンス体制に関する事項
- e. 上記のほか、監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項

⑧ 当社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への情報提供を理由とした不利益な処遇は、一切行いません。

⑨ その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役が必要と認めた場合、取締役及び使用人にヒアリングを実施する機会を設けると共に、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を実施しています。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンスに関する事項

役職員を対象としたコンプライアンス研修およびアンケートを実施しているほか、コンプライアンス体制の強化のための情報提供、必要に応じた助言等を継続的に実施しています。

また、役職員がコンプライアンス違反を直接報告・相談できる公益通報窓口を設置・運用を通して、当社のコンプライアンスの実効性確保に努めています。

② 取締役および使用人の職務執行に関する事項

「取締役会規程」「稟議規程」「組織規程」等の社内規程に基づき、当社の取締役・使用人の職務執行の効率性を確保しているほか、取締役会においては十分に審議できる環境を確保しています。

③ 監査役による職務執行に関する事項

監査役は当社の重要な会議に出席し、必要に応じて当社の取締役および使用人にヒアリングをする機会を設けるほか、会計監査人や親会社であるソフトバンク株式会社の監査役等との定期的な会合を設け連携を継続的に図ることで、監査の実効性を確保しています。

④ リスクへの対応に関する事項

「リスクマネジメント規程」に基づき、リスク管理所管部署は各部門で実施したリスクに対する評価・分析および対策・対応についての進捗状況を取りまとめ、その結果を定期的に代表取締役社長等を委員とするリスクマネジメント委員会へ報告しています。

リスクマネジメント委員会はリスク重要度およびリスクオーナーの決定を行い、リスクオーナーにより策定および実行される対応策の確認および促進を行うことで、リスクの低減および未然防止を図っています。その上でリスクマネジメント委員会の結果を定期的に経営会議に報告しています。

情報管理については、不適切な情報管理および機密情報流出の未然防止に向けた啓発活動を継続的に実施することで情報管理体制の強化に努めています。

第17期

事業報告に係る附属明細書

自 2024 年 4 月 1 日

至 2025 年 3 月 31 日

株式会社 IDC フロンティア

事業報告の内容を補足する重要な事項

該当事項はございません。

第17期 計算書類

自 2024年 4月 1日
至 2025年 3月 31日

貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表

株式会社 IDCフロンティア

貸借対照表

(2025年 3月 31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産 (21,794)		流 動 負 債 (22,716)	
現金及び預金	5,382	買掛金	2,505
売掛金	2,901	親会社短期借入金	13,000
リース投資資産	856	リース債務	1,246
貯蔵品	0	未払金	1,181
前払費用	707	未払費用	174
親会社短期貸付金	11,300	未払法人税等	976
未収入金	554	契約負債	533
その他	98	預り金	17
貸倒引当金	△ 5	前受収益	2,128
		賞与引当金	537
		未払消費税等	201
		その他	213
固 定 資 産 (12,965)		固 定 負 債 (3,782)	
有 形 固 定 資 産 (8,980)		リース債務	2,046
建物	12	資産除去債務	1,736
建物附属設備	632		
構築物	0	負 債 合 計	26,499
工具、器具及び備品	3,528	純 資 産 の 部	
機械及び装置	4,805	株 主 資 本 (8,261)	
土地	0	資本金	100
無 形 固 定 資 産 (747)		資本剰余金	(2,292)
ソフトウェア	747	資本準備金	1,400
電話加入権	0	その他資本剰余金	892
投 資 そ の 他 の 資 産 (3,237)		利 益 剰 余 金 (5,868)	
投資有価証券	10	その他利益剰余金	(5,868)
敷金	532	繰越利益剰余金	5,868
繰延税金資産	1,910		
その他	783		
資 産 合 計	34,760	純 資 産 合 計	8,261
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	34,760

(注)百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

損 益 計 算 書

(自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上		27,181
売上原価		19,536
売上総利益		7,645
販売費及び一般管理費		3,712
営業利益		3,933
営業外収益		
受取利息	144	
受取配当金	2	
為替差益	4	
その他	12	162
営業外費用		
支払利息	110	
雑支出	9	120
経常利益		3,975
税引前当期純利益		3,975
法人税、住民税及び事業税	1,696	
法人税等調整額	△ 248	1,448
当期純利益		2,527

(注) 百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

(自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本 等										純 合 資 産 計	
	資 本 金	資 本			剰 余 金			利 益 剰 余 金				株 主 資 本 計
		資 本 金	資 準 備	そ の 他 資 本 金	資 剰 余 金	剰 余 金	本 金 計	繰 越 利 益	剰 余 金	利 益 剰 余 金 計		
当期首 残高	100	1,400	892	2,292	5,311	5,311	7,703	7,703				
当期変動額												
剰余金の配当	-	-	-	-	△ 1,969	△ 1,969	△ 1,969	△ 1,969				
当期純利益	-	-	-	-	2,527	2,527	2,527	2,527				
当期変動額合計	-	-	-	-	557	557	557	557				
当期末 残高	100	1,400	892	2,292	5,868	5,868	8,261	8,261				

(注) 百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法
その他有価証券（市場価格のないもの）：移動平均法による原価法によっております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法
貯蔵品：先入先出法による原価法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。
なお、主な耐用年数については次のとおりであります。
建物及び建物附属設備 2年～39年
構築物 2年～8年
機械及び装置 2年～15年
工具、器具及び備品 2年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。
なお、自社使用のソフトウェアについては、見込利用可能期間（2年～5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金
従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当期に負担すべき額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

① 取引全般について
当社における収益は、主にデータセンター事業及びクラウド事業からなります。

データセンター事業
コロケーションサービス、運用管理サービス等その他データセンターに付随する一切の業務

クラウド事業
クラウドサービスおよびクラウドサービスに付随する一切の業務

データセンター事業及びクラウド事業は、顧客が支配を獲得したと考えられる顧客へ財の引き渡し時点もしくはサービスを提供した時点で、顧客から受け取る対価に基づき収益を認識しております。取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引きおよび割り戻し等を控除した金額で測定しております。

② ファイナンス・リース取引について
リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

2. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

財またはサービスの移転時期

(単位：百万円)

	DC事業	クラウド事業	合計
一定期間提供のサービス(*1)	16,415	10,393	26,809
一時点のサービス	75	296	372
合計	16,491	10,690	27,181

(*1) DC事業の売上には、リース売上756百万円を含んでおります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「会計方針に関する事項 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債 533百万円

当期に認識した収益のうち期首現在の契約負債に含まれていた額 409百万円

残存履行義務に配分した取引額

当社においては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る減価償却累計額	
有形固定資産の減価償却累計額	9,802 百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	1,220 百万円
短期金銭債務	793 百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	9,213 百万円
売上原価	2,948 百万円
販売費及び一般管理費	241 百万円
営業取引以外による取引高	
営業外収益	146 百万円
営業外損失	62 百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数	
普通株式	30,000株
(2) 剰余金の配当に関する事項	
配当金支払額	
2024年6月19日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。	
普通株式の配当に関する事項	
・ 配当金の総額	1,969百万円
・ 配当の原資	利益剰余金
・ 1株当たりの配当額	65,654.26円
・ 基準日	2024年3月31日
・ 効力発生日	2024年6月28日

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別内訳	
繰延税金資産	
投資有価証券評価損	170 百万円
未払事業税	87 百万円
前受収益	691 百万円
減損損失	21 百万円
未払費用	128 百万円
賞与引当金	185 百万円
ソフトウェア	132 百万円
資産除去債務	547 百万円
その他	330 百万円
計	2,296 百万円
評価性引当額	△ 171 百万円
繰延税金資産計	2,124 百万円
繰延税金負債	
資産除去債務の資産計上額	214 百万円
繰延税金負債計	214 百万円
繰延税金資産の純額	1,910 百万円

(2) 決算日後における法人税等の税率変更

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、当社は「防衛特別法人税」を考慮した法定実効税率を用いて繰延税金資産および評価性引当額、並びに繰延税金負債を計上しております。これに伴う法定実効税率の変更による影響は軽微であります。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

営業債権である売掛金、未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の債権管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。
 営業債務である買掛金、未払金及び未払費用は、1年以内の支払期日であります。
 資金運用については、短期的な預金及び親会社短期貸付金等に限定しております。
 資金調達については、セールアンドリースバック取引を行っております。

(2) 金融商品の時価に関する事項

2025年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、「現金及び預金」「売掛金」「親会社短期貸付金」「未収入金」「買掛金」「未払金」「未払費用」「預り金」「未払法人税等」「未払消費税等」については、現金であること、または、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額(*2)	時価(*2)	差額
リース債務 (*1)	(3,293)	(3,258)	(34)

(*1) リース債務は流動負債と固定負債に計上しているものを合せて記載しております。

(*2) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

リース債務

リース債務の時価については、元金利率の合計額を新規に同様のリース取引等を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（注2）市場価格のない株式等

（単位：百万円）

区分	帳簿価額
非上場株式	10

非上場株式については、市場価格がないため、時価開示の対象としておりません。

（注3）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

区分	1年以内
預金	5,382
売掛金	2,901
親会社短期貸付金	11,300
未収入金	554

（注4）リース債務の決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
リース債務	1,246	870	662	410	103	-

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	ソフトバンク株式会社	被所有 直接100%	サービスの提供	DC及びクラウドサービス、運用受託サービス（注1）	8,306	売掛金 前受収益	961 2,099
				DCサービス売上（注1）	906	契約負債	80
			仕入先	NW回線の仕入（注1）	98	買掛金 未払金	8 -
				NW回線の監視サービス（注1）	5	買掛金	0
				データセンターの家賃、電気代及び設備利用料（注1）	2,840	買掛金	515
				社内IT関連の使用料（注1）	57	買掛金 未払金	0 3
				出向者に係る給与・賞与の負担（注2）	168	未払金	14
				有形固定資産の購入（注1）	15	未払金	-
			資金の貸付	運転資金の貸付（注3）	11,300	親会社 短期貸付金	11,300
				運転資金の貸付に伴う利息（注3）	144	未収利息	75
			資金の借入	運転資金の借入（注4）	13,000	親会社 短期借入金	13,000
				運転資金の借入に伴う利息（注4）	62	未払利息	32

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 取引条件は、ソフトバンク株式会社との契約に基づき、決定しております。

なお、一般取引と同様に市場での取引条件等を勘案しております。

(注2) 出向者に係る給与・賞与につきましては、一般の取引条件と同様に決定しております。

(注3) 資金の貸付に伴う貸付金利は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(注4) 資金の借入に伴う借入金利は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(2) 兄弟会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	SBペイメントサービス株式会社	なし	回収業務委託	営業債権の回収業務委託（注1）	3,471	未収入金	288
親会社の子会社	SB C&S株式会社	なし	仕入先	製品の仕入（注2）	0	買掛金	-
				ソフトウェアの使用料（注2）	1,999	買掛金 未払金 前払費用	262 6 -
				機器の保守費用（注2）	168	買掛金 未払金	4 -
				什器備品の購入等（注2）	48	買掛金 未払金 前払費用	0 0 0
				有形固定資産の購入（注2）	439	未払金 前払費用	364 5
親会社の子会社	LINEヤフー株式会社	なし	仕入先	データセンターのラック利用料（注3）	3,011	買掛金 前払費用 その他	526 124 424
				事業用設備の使用料（注3）	26	買掛金	2

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 取引条件は、SBペイメントサービス株式会社との契約に基づき、決定しております。

(注2) 取引条件は、市場価格等を勘案し、交渉の上決定しております。

(注3) 取引条件は、LINEヤフー株式会社との契約に基づき、決定しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 275,371円 90銭

(2) 1株当たり当期純利益 84,245円 31銭

(注) 個別注記表記載の金額は、表示金額単位の端数を切り捨てて表示しています。

計算書類に係る附属明細書

第 17 期

自 2024 年 4 月 1 日

至 2025 年 3 月 31 日

株式会社 IDC フロンティア

目次

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細 1
2. 引当金の明細 2
3. 販売費及び一般管理費の明細 3

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	期末取得原価
有形 固定 資産	建物	13	-	-	0	12	19	31
	建物附属設備	608	89	2	62	632	262	895
	構築物	1	-	-	1	0	7	7
	工具、器具及び備品	3,622	966	11	1,048	3,528	4,705	8,234
	機械及び装置	4,563	1,042	41	758	4,805	4,807	9,613
	土地	0	-	-	-	0	-	0
	計	8,810	2,097	55	1,871	8,980	9,802	18,783
無形 固定 資産	ソフトウェア	798	240	-	291	747		
	電話加入権	0	-	-	-	0		
	計	798	240	-	291	747		

(注)

1. 建物附属設備の主な増加理由は、DC事業用資産の取得によるものです。
2. 工具、器具及び備品の主な増加理由は、DC事業用資産及びクラウド事業用資産の取得によるものです。
3. 機械及び装置の主な増加理由は、DC事業用資産の取得によるものです。
4. ソフトウェアの主な増加理由は、DC事業用資産及びクラウド事業用資産の取得によるものです。
5. 百万円未満の端数を切捨てて表示しています。

2. 引当金の明細

(単位：百万円)

区 分	期首残高	当期増加額	当 期 減 少 額		期末残高
			目的使用	その他	
貸 倒 引 当 金	4	5	0	4	5
賞 与 引 当 金	444	537	425	18	537

(注)

1. 貸倒引当金の当期減少額の「その他」は、個別債権の回収等による取崩及び一般債権の洗替によるものであります。
2. 賞与引当金の当期減少額の「その他」は、洗替によるものであります。
3. 百万円未満の端数を切捨てて表示しています。

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：百万円)

科 目	金 額
役員報酬	14
給料	1,617
従業員賞与	254
賞与引当金繰入	537
地代家賃	313
その他	975
合 計	3,712

(注)百万円未満の端数を切捨てて表示しています。

監査報告書

2024年4月1日から2025年3月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

私は、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役および使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務および財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項および同号ロの判断および理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表)およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項および当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由について、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2025年5月27日

株式会社 IDC フロンティア

監査役 小山 泉



独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

株式会社 IDC フロンティア

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 泰 司

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 IDC フロンティアの2024年4月1日から2025年3月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

株式会社 IDC フロンティア

監査役 小山 泉 殿

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 泰 司

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 IDC フロンティアの2024年4月1日から2025年3月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役としての責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上